

第8回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成29年8月23日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 304会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、田中委員、山本委員
川上委員、神田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 農業振興課 安蒜農業振興課長、寺門課長補佐
- 6 事務局 福吉課長補佐、加茂副主査、星野主事、加藤臨時職員
- 7 傍聴者 なし

8 議 題

(1) 平成29年度補助金等ヒアリング(5日目)

- ① 農林水産業の振興に関する補助金(保全管理水田維持管理事業奨励金)
- ② 農林水産業の振興に関する補助金(高生産推進事業費)
- ③ 農林水産業の振興に関する補助金(青果物価格安定対策事業費)
- ④ 農林水産業の振興に関する補助金(都市農業振興促進事業費)
- ⑤ 農林水産業の振興に関する補助金(農用地有効活用事業奨励金)
- ⑥ 農林水産業の振興に関する補助金(認定農業者連絡協議会)
- ⑦ 農林水産業の振興に関する補助金(エコ農業推進事業)
- ⑧ 農林水産業の振興に関する補助金(米飯給食における地産地消推進事業)
- ⑨ 農林水産業の振興に関する補助金(認定農業者支援事業)
- ⑩ 農林水産業の振興に関する補助金(流山市園芸団体連合会)
- ⑪ 土地改良施設維持管理費補助金

以上全て農業振興課

(2) その他

9 配布資料

(1) 補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン（9月補正・国県補助有）

- ・ 43 私立保育所運営事業補助金
- ・ 2 流山市地域密着型サービス等施設整備事業補助金
- ・ 127 農林水産業の振興に関する補助金（産地整備支援事業）
- ・ 128 平成29年度コミュニティ助成事業助成金

開 議 9時30分

(山口会長)

ただいまから、第8回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席7名、全員ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日も、引き続き、担当課とのヒアリングを行います。

本日は、お手元の次第にあります補助金についてヒアリングを行う予定となっております。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日、財政部長と財政調整課長については議会の関係により欠席となります。

また、配付資料につきましては、9月補正分の補助金に関する「補助金等調査票・補助金等適正化実行プラン」4件分です。

これにつきましては4件とも、国・県補助有の補助金で、ヒアリングの対象外となりますので参考配付といたします。

私からは以上です。

(山口会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので担当課を呼んで下さい。

【農業振興課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「保全管理水田維持管理事業奨励金」については、事業費が227万1千円です。

事業の目的・概要・効果につきましては、農業者が遊休水田の草刈を適正に行うことにより、農地の適正な保全を図り、荒廃化と病害虫の発生を抑止するとともに産業廃棄物等の不法投棄を防止し、良好な景観保持や貯水機能など農地の持つ多面的な機能を保全するものです。

国の減反政策から端を発し、千葉県が生産数量目標に添うため、稲作をしない水田の維持管理を余儀なくされている状況があります。

また、適正な時期に草刈を実施しないと、隣接の農地に被害を及ぼします。

以上で説明を終わります。

(山本委員)

補助先は農業者個人ですか、その場合のチェックはどのようにしていますか。

(安蒜農業振興課長)

直接、農業者個人からの申請により出す場合と、土地改良区がまとめて申請を出す場合とがあります。

実績のチェックについては、8月と12月の年2回、全件について農協と農業共済組合、農業委員会事務局、市が現地確認をしています。

(田中委員)

草刈りの1反当りの補助額はいくらになりますか。

(安蒜農業振興課長)

1㎡当たり6円で、1反では約6千円です。

(山口会長)

前回の審議会では、農業振興の基本指針に沿った不耕作地対応などの農業政策については見守っていこうということでした。

そして、それ以外の補助については手厚すぎるとの意見がありましたが、指針の中でこの事業はどこに入るのですか。

(安蒜農業振興課長)

指針の中では、不耕作地の適正な維持管理ということで、「不耕作地への対応」に入ります。また、後期基本計画では「5・生産環境の改善(4)遊休水田の保全管理」に位置付けられています。

(山口会長)

貯水機能や不法投棄防止などの観点から必要な事業だということも理解できますが、不耕作地も個人所有なので、個人で管理するのが基本だと思いますが。

(安蒜農業振興課長)

水田地帯の景観保持や貯水機能、不法投棄の防止など多面的な機能を持っており、公共的にも大きな役割を担っているため、個人の責任だけでは難しい部分があると思います。

(川上委員)

草刈りすることが直接、治水に関係ありますか。

(安蒜農業振興課長)

常にきれいに管理することで、不法投棄の防止にもつながりますし、貯水能力の強化にもつながると考えます。

(西村委員)

都市部の住宅地では自分の土地は自分で管理しているが、不耕作地を市が面倒見ることによって遊休水田の増につながっているのではないですか。実行プランの算出根拠の欄に遊休水田の面積が増加するとありますが毎年増えているのですか。

(安蒜農業振興課長)

遊休水田は少しずつ増加しています。これは、国の減反政策によるもので主食用米を減らしているため農業者が耕作したくてもできない状況にあるためです。

(西村委員)

その説明は、全国一律の農業政策の話であり都市型の農業の話と一致するのですか。稲作だけではなく色々な選択肢があると思います。

(安蒜農業振興課長)

都市農業振興基本法が平成27年4月にできて、法に基づく基本計画が平成28年5月に策定されましたが、具体的な施策についてはまだ示されていない状況です。

今後、各市町村に合った施策の策定に取り組んでいかなければならないと考えています。

(山口会長)

農地には色々と法の縛りがあり自由に利活用できないということはあると思いますが、基本指針との整合がとれていないようですが、どのような難しさがあるのですか。

(安蒜農業振興課長)

国から作付け目標を示されるのは今年度までで、今後、平成30年度からは自分で数値目標を立ててやるようになります。米を自分の目標で作って、保全管理も自分でやるような方向に変わっていくと考えます。

(神田委員)

自分で目標を立ててできるようになれば遊休水田は減ると思われませんか。

(安蒜農業振興課長)

主食用米は規制されていますが、飼料用米は国県からプラスの補助金が出ます。主食用米よりも飼料用米の方が1反当りの収入が増えますので、遊休水田が飼料用米の田に変わることが考えられます。

(神田委員)

都心に住んでいて水田が作れない人の土地は、同じ遊休水田でも中身が違うので、今の説明のように変わっていかないと思います。このような人にも補助を出して保全するのはどうかと思います。

(安蒜農業振興課長)

耕作できない人の土地を借りて賃貸でやる方法もありますので、区割りを大きくまとめ耕作しやすくするなど工夫することで借りる人を増やすことも考えています。

(山口会長)

他になければ、以上で「保全管理水田維持管理事業奨励金」のヒアリングを終了し、次の「高生産推進事業費補助金」について説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「高生産推進事業費補助金」については、事業費が460万8千円で平成28年度につきましては493万1千円でした。

事業の目的・概要・効果につきましては、意欲のある農業者の育成を高め、都市農業の振興を図るため、施設の設置や効率化機械の導入を推進し、生産性の高い農業を構築するものです。

パイプハウス等の施設化や効率化機械の導入を推進するとともに、環境に配慮した農業を推進し、生産者の労働時間の短縮や野菜等の生産性・収益性を高めます。

また、農業後継者の就農が期待でき、遊休農地の解消に寄与します。

以上で説明を終わります。

(山本委員)

この補助事業を行うことで、どのような効果が得られたのか説明してください。

(安蒜農業振興課長)

昨年は、長雨の影響により野菜が不作となり価格が高騰するということがありました。ハウス作りで補助をしたことで天候の影響を受けることなく安価で野菜を提供することが出来ました。

また、学校給食についても小松菜などの青物野菜を安価で安定した供給ができました。

(西村委員)

省力化や効率化の点で具体的にはどのようなものがありますか。

(安蒜農業振興課長)

たとえば、エア式のネギの皮むき機や枝豆のさやを払う機械、草刈り機などがあります。

(田中委員)

これの補助先はどこになりますか。

(安蒜農業振興課長)

農業者個人が対象で申請全体で28名、認定農業者11名と一般農業者17名になります。

また、コンバインなど高額なものは農協が取りまとめて申請する場合があります。

(山口会長)

機械が違えば同じ農業者でも補助されるのですか。

(安蒜農業振興課長)

用途が違えば同じ農業者でも申請により補助の対象となります。

(川上委員)

農業機械は全部対象になるのですか、対象範囲はありますか。

(安蒜農業振興課長)

その機械を導入することで、省力化や効率化につながるものであれば対象となりますが、その判断は農協がします。

(田中委員)

認定農業者と一般農業者の違いは何ですか。

(安蒜農業振興課長)

今後、5年以内に農業による年間目標所得を500万円以上、年間労働時間を2千時間以内にすることを目標に農業経営改善計画が認定された人を認定農業者としています。

そして、補助率では上限で認定農業者40%、一般農業者20%で、実際の補助率、決算では認定農業者32%、一般農業者16%となっています。

また、認定農業者数につきましては、39世帯で45人です。

(山口会長)

他になければ、以上で「高生産推進事業費補助金」のヒアリングを終了し、次の「青果物価格安定対策事業費補助金」について説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「青果物価格安定対策事業費補助金」については、事業費は109万8千円で平成28年度も同額です。

事業の目的・概要・効果につきましては、野菜価格の低落があった場合に、生産者補給金を交付し、野菜産地生産者の経営に及ぼす影響を緩和するものです。

本市においては、特産であり、かつ、農協系統共販品目の葱、青葱について、千葉県青果物価格補償協会の価格補償事業に加入している生産者の資金造成の一部を助成することで、当該野菜の継続的な安定供給を図り、消費生活の安定に寄与するものです。

資金造成割合としましては、千葉県が55%、全農千葉が12.5%、生産者が32.5%で、市としては生産者負担分の50%以内での補助となります。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

3年間の実績を見ると予算額に対して決算額が少ないですが、どうしてですか。

(安蒜農業振興課長)

野菜の価格低落があった時に補助するものなので、ここ3年間は比較的価格が安定していたため補助額が少なかったものです。

ネギ・分ねぎの価格が市場価格よりも安かった時に、その差額を補助するものです。

(神田委員)

対象農家は、流山市内に何軒くらいありますか。

(安蒜農業振興課長)

数は分かりませんが、地域で言えば昔の八木農協管内(野々下、前ヶ崎、名都借)の農家が多いと思います。

(川上委員)

ネギだけを守るのはなぜですか。

(安蒜農業振興課長)

国の事業で野菜生産出荷安定事業というものがあり、野菜生産出荷安定法に基づき指定される野菜が千葉県では9品目ありますが、この中には入っていない野菜で千葉県独自に指定したものがネギ、分けねぎ、ごぼう、大根、きゅうり等々12品目あり、流山ではネギ、分けねぎを作っている農家が多いということで、これを特産品と位置づけ補助しているところです。

(山口会長)

他になければ、以上で「青果物価格安定対策事業費補助金」のヒアリングを終了し、次の「都市農業振興促進事業費補助金」について説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「都市農業振興促進事業費補助金」については、事業費が439万1千円です。

事業の目的・概要・効果については、高品質な農産物の生産と環境にやさしい農業の推進を図ることで農業経営の安定向上に寄与することを目的に、平成18年度から開始した、「高品質農産物生産事業費補助金」と都市型農業の利点を活用した直売施設及び観光農園の目玉商品として苺栽培を取り入れ本市農業の活性化を図ることを目的に平成13年度から開始した、「苺生産促進事業費補助金」を統合したものです。

国が平成28年5月に策定した「都市農業振興基本計画」では、『都市農業は、都市部に存在するという立地条件を活かし、少量多品目の作付けや都市住民への直接販売等により収益性の高い農業経営が行われているという特徴があり、農業政策上、都市農業に対しても、主要な農業振興施策によって支援する方向に転換することが必要となる。』とされていることから、更なる都市農業振興を促進するため平成29年度新規事業として都市農業振興促進事業費補助金を予算計上したものです。

以上で説明を終わります。

(中村副会長)

前回、流山の苺もブランド化に向けてかなり議論が出たと思いますが、とちおとめとかライバルが多い分野で3年たって流山の苺はどの位、普及、促進、具体的にどんな効果がありましたか。

(安蒜農業振興課長)

3年前からすると、経営規模の拡大がありました。

また、これまでは直売がありましたが、昨年からはもぎ取りができる観光農園という形を始めました。

このことにより、これまでの直売だけの時よりも収益が増えたのが効果としてあります。

今後、消費地が近いところに観光農園を広げていければと思っています。

(西村委員)

流山で作っている苺の種類はどんなものがありますか。

また、流山独自のものを作るとか、ふるさと産品にするとかできないですか。

(安蒜農業振興課長)

苺の種類としては、「とちおとめ」や「あきひめ」があります。

また、千葉県では苺狩り用の品種改良を目的に行っていますが、流山独自のものを作るために品種改良するのは難しいし、流山で作られている物には、苺の他にもナシやブドウなどありますが大産地でないとブランド化は難しいと思います。

米については、新川耕地で流山産のコシヒカリを緑肥栽培（蓮華草を肥料にした栽培）することで、ブランド化できないかと取り組みを始めているところです。

(中村副会長)

観光農園での苺狩りは大盛況で大変効果が出ていると思います。

(山口会長)

他になければ、以上で「都市農業振興促進事業費補助金」のヒアリングを終了し、次の「農用地有効活用事業奨励金」について説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「農用地有効活用事業奨励金」については、事業費が44万9千円で平成28年度は54万6千円でした。

事業の目的・概要・効果については、荒廃地の解消を図り、農用地の有効活用と経営規模の拡大を目的に、農用の利用権設定をした農業者に奨励金を交付するものです。

奨励金交付額は、3年以上の新規の借り手に、1アール当たり1千円、1平方メートル当たり10円です。

以上で説明を終わります。

(西村委員)

奨励金の額ですが、1アール当たり1千円というのは高いのか安いのか。

(安蒜農業振興課長)

流山の農業委員会で農地の賃貸借契約に基づく使用料が1平方メートル当たり21円ですから2分の1程度の奨励金なので妥当な額だと思います。

(西村委員)

成功例（うまくいったケース）などありますか。

(安蒜農業振興課長)

流山北高校の北側の高台の所にある2ヘクタール程度の農地は、この制度を利用して始めたケースです。

高齢化等で耕作できなくなった農地を新しい農業者が借り受けて耕作を続けることで農地の荒廃化を防ぐことができます。

(山口会長)

実行プラン「6 補助金の推移」欄の平成28年度の補助件数に17とありますが、この内訳は何ですか。

(安蒜農業振興課長)

17人の農業者分で54.6ヘクタール、54万6千円の奨励金を支出したものです。

また、最初は作物を作るために土づくりが必要なので、貸付期間を3年以上としており、奨励金を出すのは新規の時だけです。

(山口会長)

他になければ、以上で「農用地有効活用事業奨励金」のヒアリングを終了し、次の「認定農業者連絡協議会」について説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「認定農業者連絡協議会」については、事業費が27万円で平成28年度も同額です。

事業の目的・概要・効果については、本協議会は、市内に在住する認定農業者等で構成され、会員の栽培技術と所得の向上を図るため研修会等の事業を行うとともに、会員相互の連携や情報交換を深めることにより、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を目指す目的で、平成14年8月に設立しました。

本市農業の中核を担う認定農業者で構成する本協議会へ助成することにより、個々の農業経営改善計画の達成を促し、高い農業生産性の確立を図るものです。

会員からの年会費の徴収については、流山市認定農業者連絡協議会規約第9条の規定に基づき、会員一人当たり年会費として3千円を徴収し、経費費用に充てています。

以上で説明を終わります。

(田中委員)

研修会等の事業を行うとの説明ですが、具体的にはどのようなことをするのですか。

(安蒜農業振興課長)

最近では、本協議会主催の農業講演会として食環境ジャーナリストを招いて「地域の個性を引き出す力」をテーマに、認定農業者やJA女性部など広く農業関係者を対象に講演会を実施しました。

(山口会長)

実行プランの算出基準にある「27人」は認定農業者の数ですか。

(安蒜農業振興課長)

認定農業者45人のうち本協議会に加入しているのが27人ということです。

(西村委員)

協議会がどんな事業をやっているのか、もう少し詳しい事業内容を実行プランの算出基準に書いていただきたい。

今の書き方では補助金が何に使われているのか分かりません。

(安蒜農業振興課長)

分かりやすく書くようにします。

(神田委員)

補助金の出し方として、一人いくらではなく、事業費に対して出すようにした方がいいと思います。

講師料に対して出すとか、視察は自分たちの経費でやるとかすればもっとわかりやすくなると思います。

(安蒜農業振興課長)

この補助金は、あくまで会の運営費として出しています。また、視察は会員が別に会費を集めて実施しております。

(山本委員)

それぞれの補助金がどういう特徴を持っていて、どういう目的で実施され、どのような効果があって市民の生活にどのように影響を与えたか、また、公平性や必要性等々について詳しく説明いただくと審議会としても判断しやすくなると思います。

(山口会長)

農業行政については多岐にわたっており、ひとくくりで説明しようとしても難しい部分があるかと思いますがよろしく申し上げます。

他になければ、以上で「認定農業者連絡協議会」のヒアリングを終了し、次の「エコ農業推進事業」について説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「エコ農業推進事業」につきましては、事業費が120万円で平成28年度につきましても同額です。

事業の目的・概要につきましては、減農薬、減化学肥料による環境への負荷を低減する方向の農業生産を推進し、環境にやさしい農業の向上に資するための支援事業を行います。

効果については、「有機栽培」「低農薬栽培」「低化学肥料栽培」と消費者のエコロジー趣向に対応し、環境にやさしい農産物生産に資することができます。

以上で説明を終わります。

(田中委員)

田の周りなどは草刈りとか除草剤をまくとかしないのですか。

(安蒜農業振興課長)

畔の部分は毎年作り変えるので草刈りなどはしません。休耕田の場合は別ですが。

(西村委員)

家庭から出る剪定枝や草については、現在は危険ごみの扱いとなっており肥料化していない状況ですが、エコ農業に必要な肥料は何処から購入していますか。

(安蒜農業振興課長)

農林水産省の認可を受けた業者から、同省に堆肥として登録された肥料を購入しています。

(川上委員)

農薬や化学肥料は、あまり使ってほしくないと思いますが、規制などはありますか。

(安蒜農業振興課長)

化学肥料への規制はありません。農薬や殺虫剤などは収穫の何日前までにとか、何回までとか使い方の規制はあります。

(山口会長)

他になければ、以上で「エコ農業推進事業」のヒアリングを終了し、次の「米飯給

食における地産地消推進事業」について説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「米飯給食における地産地消推進事業」については、事業費が1,196万円で平成28年度は1,019万7千円です。

事業の目的・概要については、地産地消の普及・定着を目指して、学校給食に流山産米を供給し、米飯給食を地元産米に切り替えることで、食への関心を高めるとともに食の安心・安全性を図ります。

このため、学校給食米を提供する水稻生産者には、安定した所得を確保することを目的に助成を行います。JA等米買取業者価格と一般流通米価格との差額の一部を補填します。

効果については、水稻生産者が張り合いを持って米の生産にのぞめるとともに水田農業の保全が図れます。

また、地元流山産の米を使用することにより、児童・生徒や父兄（消費者）の食への関心が深まり、食の安全性を図ることができます。

以上で説明を終わります。

(西村委員)

前回の審議会でJAからの米買取価格（契約単価）を見直すべきとの指摘をしましたがどうなりましたか。

(安蒜農業振興課長)

最新情報では、平成29年産「新潟産コシヒカリ」のJA買取価格が60kg、1万2千円（1kg当り200円）で学校給食で使用している米や一般的にスーパーで売られている米が5kgで1千500円から2千円（1kg当り300円～400円）です。

年間で約2,600俵必要な学校給食米を確保するためには、この差額を補助することにより、安定した確保が図れるものと考えます。

(西村委員)

実行プランの「補助金の推移」では平成26年度から予算額が同じとなっていますが、米の市場価格と連動した予算となっていますか。既得権化していませんか。

(安蒜農業振興課長)

市場価格とJA買取価格の差額「1俵当り4千円」を限度に補助しており、これまで差額が限度額を超えたことはありませんし、差額に連動した補助となっています。

(山口会長)

他になければ、以上で「米飯給食における地産地消推進事業」のヒアリングを終了し、次の「認定農業者支援事業」について説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

「認定農業者支援事業」については、事業費が250万円で平成28年度は225万円です。

事業の目的・概要については、本市農業の中心的な役割を担っている認定農業者の環境配慮型農業資材の購入費の一部を支援します。

環境配慮型農業資材の内容につきましては、生分解性フィルム（マルチ等）、防草シート、防虫ネット、包装テープ（再生紙使用）、ダンボールパレット、再生パレット、結束バンド（ペットボトル使用）、フェロモン剤、防蛾灯、緑肥等です。

効果については、認定農業者を支援することにより、本市農業の更なる農業振興を図ります。

本市の認定農業者数は、平成27年度末 32経営体（37人）、平成29年3月末日現在では、39経営体（45人）で7経営体が増加しています。

以上で説明を終わります。

（西村委員）

実行プランの「算出基準」で前年と今回の積算の仕方が違いますがなぜですか。

（安蒜農業振興課長）

前は、補助対象経費一人当りを5万円で認定農業者の申請を15人と見込み、30%を支援するというので一人当りの支援額は15万円が限度でしたが、認定農業者の申請が多くなってきた事から、一人当たり支援額の上限を5万円とし申請を5人と見込んだためです。

（中村副委員長）

資材購入に掛かった費用がいくらでも一人5万円ですか。

（安蒜農業振興課長）

掛かった費用の2分の1を限度として、上限は5万円までです。

（中村副委員長）

実行プランの「算出基準」は自己負担の部分など分かりやすく記入してください。

（山口会長）

実行プランの「交付団体の決算状況」の収入で会費282万4千円は何ですか。

（安蒜農業振興課長）

これは、各申請者が購入した資材の総額です。

（山口会長）

他になければ、以上で「認定農業者支援事業」のヒアリングを終了し、次の「流山市園芸団体連合会」について説明をお願いします。

（寺門課長補佐）

流山市園芸団体連合会については、事業費が37万円で平成28年度も同額です。

事業の目的・概要・効果については、本連合会は、市内の園芸品等の生産者団体、生産出荷に関する機関団体相互の連絡調整を図り、農業生産の振興と農業所得の増大を図る目的で、昭和46年1月に設立しました。

枝豆・ホウレンソウ立毛共進会、農業共進会の実施、トウモロコシや里芋の抑制試験栽培、先進地視察を行うことにより、生産技術の向上等に努めています。

本連合会へ助成することにより、個々の農家の生産性・収益性が高められ、高い農業経営の安定化の確立を図るものです。

なお、構成団体は市内の農家が加入している全15出荷組合等です。

補助金計上内訳については、事務費が会員200人×一人1千500円＝30万円
育成費が会員200人×一人350円＝7万円です。

団体等からの年会費の徴収については、流山市園芸団体連合会規約第10条の規定
に基づき、均等割として1団体当たり3千円と員数割として会員一人当たり500円
を年会費として徴収し、経費費用に充てています。

また、特別会費として、とうかつ中央農業協同組合から年間30万円を納入してい
ただいています。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

本事業は、基本計画のどこに入りますか。

(安蒜農業振興課長)

生産流通体制の整備の(3)農業関係団体の育成・農業関係機関との情報交換に入り
ます。

(山口会長)

他になければ、以上で「流山市園芸団体連合会」のヒアリングを終了し、次の「土
地改良施設維持管理費負担金」について説明をお願いします。

(寺門課長補佐)

土地改良施設維持管理費負担金については、事業費が368万1千円で平成28年
度は382万7千円です。

事業の目的・概要については、各土地改良区が実施する施設の維持管理等の事業費
の一部を助成することにより、良好な農地が確保され、農業生産性が向上するととも
に、水害防止・地球温暖化防止機能の湛水機能を持ち合わせた多面性のある水田の健
全な保全を確保できます。

事業内容としては、農地の保全並びに水田利用上必要な施設の復旧等の事業に対し、
予算の範囲内で3分の1以内の補助を行っています。

本市は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域がないことから、
国・県の土地改良施設維持管理に係る補助を受けることが非常に困難です。

以上で説明を終わります。

(川上委員)

農業関係で、補助金や負担金など全体でいくらぐらいあるのか。

(安蒜農業振興課長)

農業関係全体で16件、約3,700万円です。

(山口会長)

本市の農業政策全体としてどうあるべきかというものがほしいと思います。

あまりにも多方面に渡り事業があり分かりにくく全体像が掴みきれません。

農業政策全体を基本計画に沿って体系化し分かりやすい説明をしてほしいと思
います。

他になければ、以上で「土地改良施設維持管理費負担金」のヒアリングを終了しま

す。長時間にわたりありがとうございました。

【農業振興課 退室】

(山口会長)

来週、8月30日の審議会では本日分を除く補助金の評価について議論したいと思います。

また、本日分については来週30日までに評価表の提出をお願いします。

他に事務局から何かありますか。

(事務局)

市長への審議会答申の日程につきまして、9月28日(木曜日)午前11時30分から30～40分で調整しましたので出来るだけ多くの委員の出席をお願いします。

(山口会長)

それでは、市長への答申日程は28日で決定しますのでよろしくをお願いします。

以上で、第8回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 12時25分

流山市補助金等審議会

会長 山口 今朝勝